

# 兵庫県公報

平成26年8月26日 火曜日 第2623号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
<b>公安委員会告示</b>	
○ 技能検定員審査の実施	16
○ 教習指導員審査の実施	17

## 告 示

### 兵庫県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

### 高田西部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 正 弘	赤穂郡上郡町與井586番地
同	小 寺 政 廣	同 郡同 町與井828番地1
同	久 永 上 二	同 郡同 町與井916番地1
同	福 井 邦 明	同 郡同 町與井138番地3
同	岩 本 國 男	同 郡同 町與井657番地

同	大 前 敏 明	同 郡同 町與井430番地
同	福 田 和 典	同 郡同 町與井新151番地
監 事	小 谷 満	同 郡同 町與井846番地 1
同	森 直 樹	同 郡同 町與井新117番地 2



**兵庫県告示第755号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**水足土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 廣 重	加古川市野口町水足1356番地の 2
同	岡 田 孝 次	同 市野口町水足1844番地の 1
同	大 龜 衛	同 市野口町水足1880番地
同	橘 玉 樹	同 市野口町水足1101番地
同	橘 則 和	同 市野口町水足1234番地
同	橘 雅 春	同 市野口町水足1354番地
同	橘 芳 輝	同 市野口町水足1883番地の 1
同	松 野 明	同 市野口町水足1229番地
同	岡 田 保 彦	同 市野口町水足1334番地
同	橘 千 秋	同 市野口町水足1141番地
監 事	高 橋 忠 良	同 市野口町水足318番地
同	山 本 昇 一	同 市野口町水足1221番地
同	橘 一 宏	同 市野口町水足1182番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 田 孝 次	加古川市野口町水足1844番地の 1
同	橘 則 和	同 市野口町水足1234番地
同	橘 雅 春	同 市野口町水足1354番地
同	大 龜 衛	同 市野口町水足1880番地
同	橘 千 秋	同 市野口町水足1141番地
同	松 野 明	同 市野口町水足1229番地
同	橘 利 彦	同 市野口町水足1881番地の 1
同	岡 田 保	同 市野口町水足1888番地の 3
同	橘 嗣 公	同 市野口町水足1264番地
同	岡 本 忠 樹	同 市野口町水足1230番地
監 事	橘 一 宏	同 市野口町水足1182番地
同	岡 田 保 彦	同 市野口町水足1334番地
同	長谷川 公 英	同 市野口町水足1336番地の 2



**兵庫県告示第756号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間

- 平成23年6月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称  
加西市青野町（大字青野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加西市青野町の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年6月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称  
加西市上宮木町（大字上宮木の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加西市上宮木町の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年5月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市広田中筋6（広田中筋の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市広田中筋の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成3年6月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市上中原2（神代社家の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市神代社家の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年10月から平成25年5月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井、善光寺の一部（市小井Ⅴ、善光寺Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市市小井、善光寺の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間

平成23年7月から平成25年3月まで

- (3) 成果の名称  
猪名川町猪名川荘苑の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
川辺郡猪名川町紫合の一部
- (5) 認証年月日  
平成26年8月1日



**兵庫県告示第757号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
美方郡新温泉町芦屋812番地の1 松本 齋 同郡同町諸寄593番地 日浦延彦	浜坂町	浜坂漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成26年8月26日から同年9月9日まで
- (2) 縦覧場所 浜坂町加入区 美方郡新温泉町芦屋633番地の1 浜坂漁業協同組合



**兵庫県告示第758号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成22年兵庫県告示第883号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成26年9月7日限りで消滅する。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 富島加入区
- 室津浦加入区



**兵庫県告示第759号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成26年8月26日から発生する。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 由良町加入区



**兵庫県告示第760号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成26年9月8日から発生する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

富島加入区  
室津浦加入区



**兵庫県告示第761号**

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業の部駒ヶ林区域（神戸市漁業協同組合の地区のうち長田区の区域）の項中

「

4 機船船びき網漁業
5 八田網漁業

」

を

「

4 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業

」

に改め、同部須磨区域（神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区の区域）の項中

「

4 機船船びき網漁業
5 八田網漁業

」

を

「

4 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業

」

に改め、同部垂水区域（神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区の区域）の項中

「

4 機船船びき網漁業
5 八田網漁業

」

を

「

4 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業

」

に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第762号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年 5月23日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市南昭和

~~~~~

**兵庫県告示第763号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8月26日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	神崎郡福崎町南田原字桶川3111番1から 同 郡同 町南田原字北西2702番1まで	旧	12.0から 16.0まで	290.0	
		新	13.0から 34.0まで	290.0	

~~~~~

**兵庫県告示第764号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
豊岡都市計画道路  
1. 4. 3号北近畿豊岡自動車道北線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
豊岡市新堂字アコウ、字柳谷及び字棚田並びに岩熊字熊田、字田嶋及び字大井並びに枋江字水田、字半坂、字イン谷、字ヲシロノ谷、字ヲン谷、字明谷、字天福、字二ツ谷、字スガ谷、字ヤケヲバナ、字タナダ、字

犬ガ崎及び字北岡並びに宮井字山本、字八幡、字布垣、字竹黒、字段子熊、字神内岩、字嶋田及び字朝柄並びに岩井字福井谷、字手訳、字清水、字峠及び字本井並びに戸牧字イチゴ谷、字ホウキ、字畑ヶ中、字神田岩、字奥坂口、字ヲカガイ、字末谷、字狐塚及び字馬路並びに佐野字廣峯、字閨谷及び字宮谷並びに上佐野字長尾谷、字溝谷、字花ノ木、字アラホリ、字欠落及び字廣峰並びに戸牧字大田、字肱田及び字カンノウ

3 都市計画の案の縦覧期間

平成26年8月26日から同年9月9日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、豊岡市都市整備部都市整備課



兵庫県告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                    | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H26中播位置<br>0006号 | 26. 8. 12        | 宍粟市山崎町御名字井口206番2の一部、208番5の一部、208番5地先里道 | 6.00          | 60.81         |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス福崎店  
所在地 神崎郡福崎町南田原字中島762-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇野正晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇野正晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,628平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(i) 駐車場の収容台数

65台

(2) 駐輪場の収容台数

18台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻  | 閉店時刻      |
|------------|-------|-----------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後 9 時45分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 3 箇所、出口 1 箇所、入口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年 7 月29日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成26年 8 月26日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年12月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 8 月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川

所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目 1 番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称        | 住所                    | 代表者の氏名  |
|-----------|-----------------------|---------|
| 三菱地所株式会社  | 東京都千代田区大手前一丁目 6 番 1 号 | 木 村 恵 司 |
| 株式会社竹中工務店 | 大阪府中央区本町四丁目 1 番13号    | 竹 中 統 一 |
| 相互住宅株式会社  | 東京都品川区西五反田二丁目 8 番 1 号 | 杉 山 彰   |



3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  | 村井正平   |
| 株式会社パレモ     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地  | 小田保則   |
| ヤノ運動用品株式会社  | 神戸市中央区三宮町三丁目8番1号 | 矢野幸太郎  |

外35者

イ 変更後

| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
|--------------|-----------------|--------|
| イオンリテール株式会社  | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 梅本和典   |
| 株式会社クロスカンパニー | 岡山市北区幸町2番8号     | 石川康晴   |
| 株式会社ジーユー     | 山口市佐山717番地1     | 柚木治    |

外30者

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

| 荷さばき施設  | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|---------|------------------|
| 荷さばき施設1 | 午前5時から午後5時まで     |
| 荷さばき施設2 |                  |

イ 変更後

| 荷さばき施設  | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|---------|------------------|
| 荷さばき施設1 | 午前5時から翌午前0時まで    |
| 荷さばき施設2 | 午前6時から午後10時まで    |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年5月23日ほか

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成26年8月12日

5 届出年月日

平成26年7月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年8月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年12月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン姫路

所在地 姫路市延末字狭間435番地3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名 大 門 淳

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| 名称             | 住所              | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3-52 | 岩 本 隆 雄 |
| 株式会社トリプロ       | 大阪市淀川区西中島六丁目7-3 | 武 田 宣   |
| 株式会社ハトヤ        | 姫路市北条口5-8       | 松 本 敏 郎 |
| 他38者           |                 |         |

(2) 変更後

| 名称             | 住所              | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3-52 | 加 栗 彰 男 |
| 株式会社トリプロ西日本    | 大阪市淀川区西中島六丁目7-3 | 清 水 雅 人 |
| 株式会社オンセンド      | 岐阜県美濃市2118番地36  | 森 弘 治   |
| 他32者           |                 |         |

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年 6月1日ほか

5 届出年月日

平成26年 7月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年 8月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年12月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキEX明石

所在地 明石市茶園場町1609番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 小 島 正 之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 高 橋 宰

イ 変更後

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 小 島 正 之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 高 橋 宰

イ 変更後

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 小 島 正 之

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 5月26日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 5月26日

5 届出年月日

平成26年 7月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 8月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年12月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームセンターダイキ宝塚店  
所在地 宝塚市安倉西四丁目2番43号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ダイキ株式会社  
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表者の氏名 小 島 正 之
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 ダイキ株式会社  
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表者の氏名 高 橋 幸
    - イ 変更後  
名称 ダイキ株式会社  
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表者の氏名 小 島 正 之
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 ダイキ株式会社  
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表者の氏名 高 橋 幸
    - イ 変更後  
名称 ダイキ株式会社  
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表者の氏名 小 島 正 之
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年5月26日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年5月26日
- 5 届出年月日  
平成26年7月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成26年8月26日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成26年12月26日
  - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ウェルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店  
所在地 三木市志染町青山六丁目15-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 西村興産株式会社  
住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3  
代表者の氏名 立 松 陽 子
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

| 名称      | 住所              | 代表者の氏名  |
|---------|-----------------|---------|
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 高 橋 幸   |
| タキヤ株式会社 | 尼崎市北大物町16-7     | 石 井 和 正 |
  - (2) 変更後
 

| 名称      | 住所              | 代表者の氏名  |
|---------|-----------------|---------|
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 小 島 正 之 |
| タキヤ株式会社 | 尼崎市北大物町16-7     | 石 井 和 正 |
- 4 変更年月日  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年 5月26日
- 5 届出年月日  
平成26年 8月 4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成26年 8月26日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成26年12月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー浜松原店

所在地 西宮市浜松原19番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場の充足等道路交通に係る事項

周辺道路における来退店車両による安全対策として、以下の対策等を講じるようお願いしたい。

ア 駐車場出入口に交通整理員を配置し、適切な交通誘導を行うこと。

イ 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。

ウ 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

(2) 騒音の発生等に係る事項

ア 来店客が駐車場を利用する時間が早朝から深夜にまで及ぶことになるため、来店客の車の騒音について、これまで以上に、アイドリングストップの啓発等の配慮をお願いしたい。

イ 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音等についても、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、これまでどおり近隣に十分配慮していただきたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 8月26日から 1 月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー鳴尾店

所在地 西宮市上田西町4-4

2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場の充足等道路交通に係る事項

周辺道路における来退店車両による安全対策として、以下の対策等を講じるようお願いしたい。

ア 駐車場出入口に交通整理員を配置し、適切な交通誘導を行うこと。

イ 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。

ウ 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

(2) 騒音の発生等に係る事項

ア 来店客が駐車場を利用する時間が早朝から深夜にまで及ぶことになるため、来店客の車の騒音について、これまで以上に、アイドリングストップの啓発等の配慮をお願いしたい。

イ 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音等についても、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、これまでどおり近隣に十分配慮していただきたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 8月26日から 1 月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター  
 所在地 たつの市龍野町堂本260—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定によりたつの市から聴取した意見の概要  
 騒音規制法等の対象となる施設の場合は規制基準等を遵守すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成26年 8月26日から 1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 （仮称）ホームセンターコーナン和田山店  
 所在地 朝来市和田山町枚田岡字上野190—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により朝来市から聴取した意見の概要  
 交通安全対策について  
 市道枚田岡上野線と市道枚田岡国道線との交差点の見通しが悪くならないよう荷さばき施設の使用方法等について配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成26年 8月26日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 （第1工区）  
 たつの市龍野町中井字木ノ元599番1の一部、599番4の一部、599番5の一部、599番6の一部、599番7の一部、599番8の一部、599番9の一部、599番10の一部、599番11の一部、650番から652番まで、652番2、653番から656番まで、657番3、659番2、660番2、661番2、662番2、663番2、664番2  
 同 市龍野町中井字鎌鼻870番7、887番2、888番2から888番4まで、889番2、890番2、891番2、892

番 4、893番 6

同 市龍野町中井字池ノ下943番 4、944番 3、944番 4、945番 1、945番 2、946番 1 から946番 3 まで、947番、947番 2 の一部、948番の一部、958番 2、959番、960番の一部、961番の一部、962番の一部、963番、964番の一部、965番 2、966番、973番 1、973番 2、975番 2、975番 3、976番、977番、978番の一部、979番 1 の一部、979番 2 の一部、990番の一部、991番の一部、992番、993番、994番 1、994番 4、995番 1、996番 2 の一部、999番の一部、1044番の一部、1046番の一部、1047番の一部、1048番の一部、1049番 2 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町中井338番地

日本ジャイアントタイヤ株式会社 代表取締役 アディルソン・サントス

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 7月23日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－28－2号（25たつの）

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第263号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 8月26日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（<sup>けん引</sup>牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成26年10月 4日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の 2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書 1通

審査申請書は、平成26年 8月26日（火）から同月28日（木）までの午前 9時から午後 5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>けん引</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年 8月26日（火）から同月28日（木）までの午前 9時から午後 5時まで



## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年8月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成26年11月4日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

**兵庫県公安委員会告示第264号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年8月26日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本猛伸

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

平成26年10月4日（土）

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (i) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成26年8月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする

者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年8月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年8月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成26年11月4日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628